

山添村中小企業等

エネルギー価格高騰対策支援金

【申請要領】

○申請期限

令和5年2月28日（火）まで

土・日・祝日及び年末年始を除く午前9時から午後5時まで

○申請書類の提出方法

申請書類等に必要事項をご記入のうえ、山添村役場地域振興課まで持参又は郵送（簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。）にて提出ください。

○お問い合わせ先

山添村役場地域振興課

〒630-2344

奈良県山辺郡山添村大字大西151番地

TEL：0743-85-0048

※必ずお読みください※

1. 審査の結果、交付の対象とならない場合であっても、申請に係る費用は返還されません。
2. 支援金の交付決定後、虚偽又は交付要件に該当しない事実が判明した場合は支援金の交付決定を取り消します。この場合、支援金の交付を受けた申請者は、支援金を全額返還することとなります。
3. 交付事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて申請者の営業実態等について、検査又は説明を求めることがあります。
4. 提出書類の不備又は不足があった場合は、追加の書類提出を求めることがあります。必要書類が提出されなかった場合は、申請者が支援金の交付を受けることを辞退したものとみなします。

I 支援金の概要

■趣旨

コロナ禍において原油価格及び物価高騰の影響を受け、厳しい経営状況に直面している村内の中小企業者等に対し、燃料等の購入に要する費用を支援することにより、事業の継続を支えることを目的とします。

■交付要件

令和4年1月～11月までのいずれか2か月に事業活動の維持及び継続のために支出したガソリン、軽油、重油、灯油、電気及びガスの経費（以下「エネルギー関連経費」という。）の合計額が10万円以上の事業者。

※ただし村内事業所の事業で支出した経費のみ対象となります。

■交付額

支援対象経費（2か月のエネルギー関連経費の合計）の20%

※ただし法人は5万円、個人事業主は3万円を限度額とします。

II 対象事業者

次の①～⑤の要件をすべて満たす事業者が対象です。

①中小企業基本法第2条第1項に規定する法人又は個人事業者（農林漁業者を除く）

②次のアからイのいずれかに該当する者

ア 令和4年1月1日現在で村内に住所登録を有する個人事業者

イ 村内に本社もしくは主たる事業所を有する法人又は個人事業者

③村税を滞納していないこと

④他の公的機関等のエネルギー関連経費に対する支援制度の対象となっていないこと

⑤支援金の交付申請日以後も事業を継続する意思があること

III 申請から交付までの流れ

■申請書類等の作成・準備

本要領を参照して、申請書類の作成と添付書類を準備してください。

■申請書類の提出

P3～4「申請に必要な書類」で規定する申請書類及び添付書類について、必要な書類すべてを持参又は郵送にて提出ください。

■審査

必要書類に不足がないか、交付要件に該当しているか等を審査します。

提出書類の不備又は不足があった場合は、追加の書類提出を求めることがあります。

また、必要があれば申請書類に関して説明を求めることがあります。

■交付決定通知

支援金の交付決定は、書面にて通知します。

■交付について

交付決定を通知した方に対し、順次支援金を振り込みます。

※この支援金は、雑収入となりますので、確定申告の対象となります。

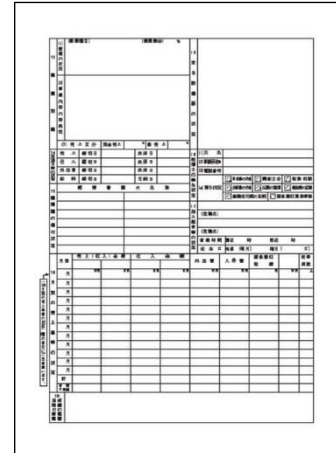
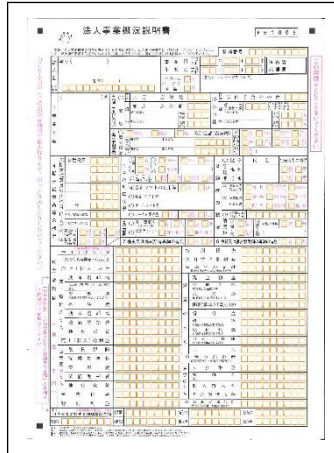
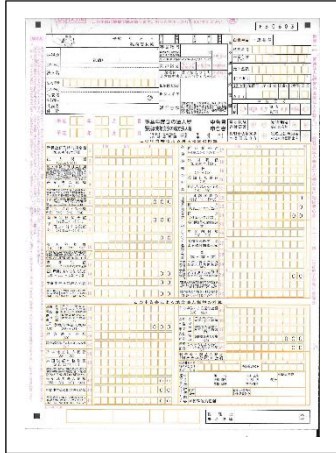
申請に必要な書類

※各確認資料の「写し」については、数字や文字が読みとれる状態での提出をお願いします。

提出書類一覧	
1	<p>◆山添村中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書 【法人：様式第1号 個人事業者：様式第2号】 法人の場合は代表者印（会社実印）、個人の場合は申請者の認め印を押印してください。</p>
2	<p>◆宣誓書【様式第3号】 法人の場合は代表者印（会社実印）、個人の場合は申請者の認め印を押印してください。 ※法人の場合は代表者の署名、個人事業主の場合は自署により押印を省略することができます。</p>
3	<p>◆エネルギー関連経費（ガソリン、軽油、重油、灯油、電気、ガス）の領収書等の写し 令和4年1月から11月の期間で村内事業所の事業にエネルギー関連経費を支出したことを証する領収書等の写しを提出してください。 ※領収書等には取引の内容が確認できる事項が記載されている必要があります。具体的には、宛名、発行者名、金額、取引品目、支払日もしくは領収日（以下「必要事項」という。）が記載されている必要があります。 ※<u>通帳の写しや、クレジット明細等を領収書として提出いただく場合は、必要事項の記載がないため、必要事項の記載がある請求書等をあわせて提出ください。</u> ※領収書等は本村指定の貼付台紙に貼付けて提出ください。</p> <hr/> <p>■エネルギー関連経費の合計額の算出について 本支援金におけるエネルギー関連経費の合計額の算出は、支払月における対象経費の合計額となります。以下の例のように、締め日等の経費が発生した月ではなく、実際に支払った月で合計額を算出します。</p> <p>〈参考例〉 令和4年6月12日にガソリンを給油し、クレジットカード（毎月15日締め翌月10日引き落とし）で支払った場合、そのガソリン代は7月10日に支払われたこととなるので、令和4年7月のエネルギー関連経費となります。</p>
4	<p>◆確定申告書の写し又は令和4年1月以降の開業届等の写し 〈法人〉 令和3年度分の<u>収受印入り「法人税の申告書（別表一）」及び「法人事業概況説明書（2枚〈両面〉）」の写し</u>を提出してください。 〈個人事業者〉 令和3年分の<u>収受印入り「所得税の申告書B（第一表）」及び「所得税青色申告決算書（1頁及び2頁）」の写し</u>を提出してください。（白色申告者の場合は、<u>所得税の申告書B（第一表）の写し及び収支内訳書の写し</u>を提出してください。） ※令和4年1月以降に開業した方は、開業届（<u>収受印入り</u>）の写しを確定申告書の代わりに提出してください。 ※e-TAXを利用して申告した場合は、申告書等とともに「受信通知」を添付してください。 ※村民税・県民税申告の場合は「<u>村民税・県民税申告書</u>」の表面の写しを提出してください。</p>

法人税の申告書（別表一）

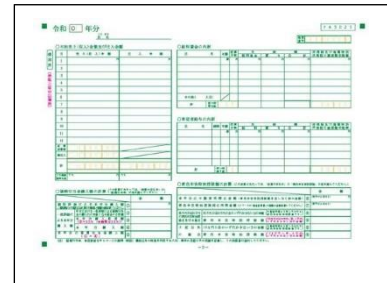
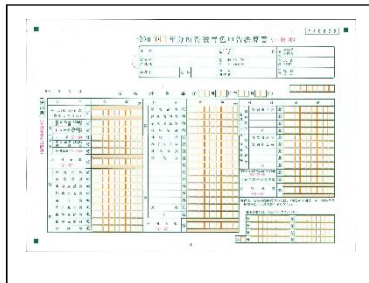
法人事業概況説明書（両面）



4

所得税の申告書B（第一表）

所得税青色申告決算書（1頁及び2頁）



5

◆本人確認書類の写し（個人事業者の場合）

申請者本人の運転免許証（返納している場合は運転経歴証明書でも可。）、マイナンバーカード等の顔写真付きのもの写しを提出してください。

※運転免許証、マイナンバーカード等がない場合は住民票の控及びパスポート（顔写真の掲載されているページ）の両方又は住民票の控及び各種健康保険証の両方の写しを提出してください。

※運転免許証で住所変更等があった場合は、変更後の内容が確認できる部分の写しも提出してください。



6

◆申請者名義の通帳の写し

振込先となる通帳の表面と1頁及び2頁目部分の写しを提出してください。

必ず、以下のすべての項目が確認できる部分の写しを添付してください。電子通帳やインターネットバンキングの場合も同様です。

- ①金融機関名
- ②支店名
- ③口座番号
- ④口座名義人（漢字、フリガナ）

表面



+

1頁・2頁



※申請者が法人の場合は、法人の場合は法人名義、個人の場合は申請者本人名義のものに限ります。